

議案第51号

北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例（平成26年北上市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相 談所等における乳幼児（乳児（法第4条第1項第1号に規定 する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（同項第2号に規定 する幼児をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の利用 開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に 相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部 又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的 保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始 前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表 の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40 年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をい う。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断 等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等が それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当 すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は 一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保 育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結 果を把握しなければならない。</u></p>
	<p>児童相談所等における乳幼児（乳児 利用乳幼児に対する利</p>

	<u>(法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。) 又は幼児(同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の利用開始前の健康診断</u>	用開始時の健康診断
	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利 用開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨 時の健康診断</u>
3・4 [略]	3・4 [略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

北上市長 八重樺 浩文

提案理由

児童福祉法及び国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。